
J T 1 6. 外為法 裏落数量一覧照会

業務コード	業務名
J T M	外為法 裏落数量一覧照会

1. 業務概要

1 輸出入申告に係る外為法関連電子ライセンスの裏書登録にて、裏落としされた数量の情報を一覧照会する業務である。

申告欄番号欄、電子ライセンス番号欄、電子ライセンス明細番号欄、原産地 国コード欄に入力することで、照会結果を絞り込むことが可能である。また、1 輸出入申告に複数種類の裏書情報が混在している場合は、裏書の種類を指定することで照会が可能となる。

2. 入力者

税関、通関業、輸出入者、航空貨物代理店

3. 制限事項

照会可能件数は最大999件とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) 入力者が税関以外の場合は、以下 (a) (b) のいずれかであること。

(a) 入力者が通関業者または航空貨物代理店の場合は、以下のいずれかの利用者であること。

①輸出入申告手続きを行った利用者。

②申告等予定者または輸出入申告を行った利用者に対して、申告可能な旨がシステムに登録されている利用者。

③手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されている利用者。

(b) 入力者が輸出入者の場合は、以下のいずれかであること。

①輸出入申告DBに登録されている輸出入者の情報出力先利用者。

②輸出入申告DBに登録されている輸出入者の情報出力先と異なる利用者の場合は、照会可能な旨がシステムに登録されている利用者。

③輸出入申告DBに登録されている電子ライセンスの所有者。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(3) 輸出入申告DBチェック

①入力された申告番号が輸出入申告DBに存在すること。

②最新の枝番であること。

③有効な輸出入申告情報であること。(輸出入申告事項登録が完了していること、「申告等手作業移行」や「申告等撤回」がされていないこと)

(4) 裏書情報DBチェック

①入力された申告番号に係る裏書情報が存在すること。

②裏書の種類欄に入力がない場合、複数種類の裏書情報が混在していないこと。

③裏書の種類欄に入力がある場合、指定された種類の裏書情報が存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、外為法 裏落数量一覧照会情報（輸出）の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）裏書情報DB取得処理

入力された申告番号（および、輸出入申告情報に登録されている初回事項登録年月日）をキーに裏書情報DBより裏書情報を取得する。

（３）出力情報出力処理

後述の出力情報の出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
外為法 裏落数量一覧照会情報（輸出）	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 ①裏書情報が「外為法 裏書情報登録（輸出）（ＪＴＡ０１）」業務のみで登録されている場合 ②裏書の種類欄に１（ＪＴＡ０１業務にて登録された裏書）が入力された場合 ③エラーの場合	入力者
外為法 裏落数量一覧照会情報（輸入）	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 ①裏書情報が「外為法 裏書情報登録（輸入）（ＪＴＡ０２）」業務のみで登録されている場合 ②裏書の種類欄に２（ＪＴＡ０２業務にて登録された裏書）が入力された場合	入力者
外為法 裏落数量一覧照会情報（事前確認（原産地別裏書））	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 ①裏書情報が「外為法 裏書情報登録（事前確認（原産地別裏書））（ＪＴＡ０３）」業務のみで登録されている場合 ②裏書の種類欄に３（ＪＴＡ０３業務にて登録された裏書）が入力された場合	入力者
外為法 裏落数量一覧照会情報（事前確認（取引明細別裏書））	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 ①裏書情報が「外為法 裏書情報登録（事前確認（取引明細別裏書））（ＪＴＡ０４）」業務のみで登録されている場合 ②裏書の種類欄に４（ＪＴＡ０４業務にて登録された裏書）が入力された場合	入力者

7. 特記事項

（１）照会対象の絞り込みについて

照会結果が９９９件を超える場合は、本業務は利用できない。（１申告に対する裏書の登録件数が９９９件を超えている場合に生じる可能性がある）

仮に、照会可能件数を超えた場合は、申告欄番号欄、電子ライセンス番号欄、電子ライセンス明細番号欄、原産地 国コード欄に入力することで絞り込み検索を行っていただく旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) 申告可能者による照会権限について

利用者Aが、「申告可能者登録（UKY）」業務で、申告可能な利用者として、利用者Bを登録した場合、利用者Aの申告情報について、利用者Bが照会可能となるが、利用者Bの申告情報については、利用者Aが照会することはできない。

利用者Bが、UKY業務で、申告可能な利用者として、利用者Aを登録した場合、利用者Bの申告情報について、利用者Aが照会可能となる。